

# 令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（協同組合検査員）採用試験 募集案内

◆鳥取県総務部行政監察・法人指導課 団体検査担当◆  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁議会棟1階）  
電話(0857)26-7329 E-mail:gyoukan-houjin@pref.tottori.lg.jp

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月27日（月）～令和7年2月10日（月） ◎持参、郵送どちらでも申込みできます。 ◎郵送の場合は、令和7年2月10日（月）必着とします。 ◎郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。 ◎持参による場合の受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。）
試験日時	令和7年2月17日（月） 開場時刻：午前9時30分 試験開始時刻：午前10時
試験会場	鳥取県庁議会棟3階（鳥取市東町一丁目220番地） [控室] 第14会議室 [試験会場] 第15会議室
合格者発表日	令和7年2月20日（木）（予定）に電話連絡します。併せて合否通知を郵送します。

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
協同組合検査員	1名	鳥取県内の農業協同組合（本所・支所）の信用事業部門における、事務・事業の適切性等に係る検査に従事します。	総務部行政監察・法人指導課

## 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な経歴  
銀行法に基づき設立された銀行等金融機関に勤務した経験者で、内部監査事務又は貸付け、預金等の事務に従事した経験のある方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。  
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人  
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人  
・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
専門試験	300点	専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験（45分）
人物試験	300点	個別面接による専門技能・人物についての口述試験

## 5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度の任用をされることがあります（再度の任用4回まで）。

## 6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 時間額 1,580円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定あった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日・12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 自家用車等使用者は、正職員の例により支給されることとなる額に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額（正職員の例により支給されることとなる額の16/21を上限とします。） ※制度改正があった場合は、それによります。</p> <p>○検査に係る旅費及び宿泊費 職員の旅費等に関する条例の規定により別途支給します。</p>
福 利	・健康保険、厚生年金保険、雇用保険はありません。
休 暇	・年次有給休暇はありません。 ・公民権行使、忌引等の特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	・所属長が指定する日（1週間の勤務時間は30時間以内で、年間312時間以内） ・午前8時30分から午後5時15分まで（休憩60分） ※上記時間は、公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。
任用の期	・従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

## 7 受験申込手続

提出書類等	（1）採用試験申込書 1部 （2）履歴書（志望動機欄及び資格欄があるもの。顔写真を貼付してください。） 1部
申込み先	鳥取県総務部行政監察・法人指導課 団体検査担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁議会棟1階）
受験票の交付	受験票は交付しません。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

## 8 合格者の決定方法

専門試験と人物試験の得点を合計した得点が一定の基準を満たした中から得点の高い順に決定します。  
専門試験と人物試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、専門試験と人物試験の合計得点に関わらず不合格とします。

なお、合格者の次に得点の高い者を補欠合格者とし、辞退等により合格者が採用されない場合に順次採用とします。

## 9 合格者の発表

受験者全員に可否を電話連絡し、併せて文書で通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。その際、運転免許証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点 (不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表日から1月間	鳥取県総務部行政監察・法人指導課 (鳥取県庁議会棟1階)

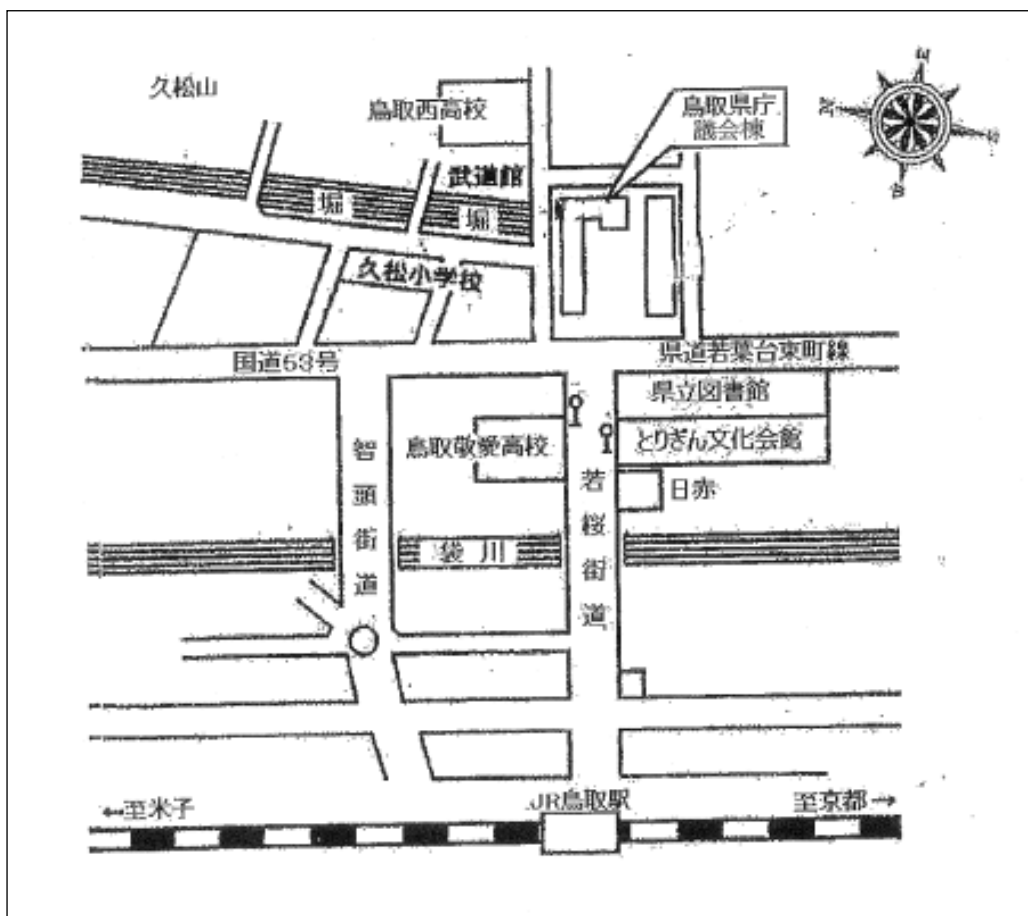
### 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始15分前までに試験控室にお集まりください。時刻に遅れた場合は受験できない場合があります。
- (2) 鳥取県庁敷地内は禁煙です。

### 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知及び採用手続き以外には利用しません。

### 13 試験会場案内図



## 令和7年度 鳥取県会計年度任用職員(協同組合検査員) 採用試験申込書

(顔写真)

- ・ 4cm×3cm
- ・ 6箇月以内に無帽で撮影したもの
- ・ 申込み時に貼付

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日 ( 歳)
連絡先	<p>住所：(〒 - )</p> <p>電話番号：(自宅： ) (携帯： )</p> <p>※住所は、合否通知が確実に到着する場所（棟、号室まで）を記入してください。          ※採用するには電話による意向確認を行う場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。（携帯電話をお持ちの方は必ず記載してください。）          ※履歴書（志望動機欄及び資格欄があるもの。顔写真を貼付。）を添付してください。</p>